

保育施設名	児童氏名	生年月日	新規・継続
		年 月 日	新・継
		年 月 日	新・継
		年 月 日	新・継

## 求職活動申立書

保育所(園)入所申し込みにあたり、必要な就労証明書が提出できませんので、次のとおり申し立てます。なお、入所後3か月以内に就労せず、また、他の入所事由にも該当しない場合は、猶予期間の末日をもって、保育の実施を解除(退所)されても異議ありません。

○以前の就労状況	
<input type="checkbox"/> 前就労先名( ) 退職日( 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 就労していない	
○求職活動開始時期	
<input type="checkbox"/> 求職活動開始日( 年 月 日 開始・開始予定)	
<input type="checkbox"/> 入所後活動予定	
○求職活動状況 (求職活動を始めているかたのみ当てはまるものすべてに☑)	
<input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に通っている	
<input type="checkbox"/> 派遣会社等に登録している	
<input type="checkbox"/> 新聞・雑誌・求人広告・インターネット等で探している	
<input type="checkbox"/> 何社か面接を受け結果をまっている。	
<input type="checkbox"/> 起業準備をしている	
( 業種: 場所: 就業開始予定: 令和 年 月 日 )	
<input type="checkbox"/> その他( )	
○資格の有無	
<input type="checkbox"/> なし	
<input type="checkbox"/> あり ⇒ 【 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他( )】	

### 【 注 意 】

求職活動期間は3か月ですが、できるだけ早めに就労を決定してください。期限終了間際になって、なかなか決まらなると相談される方が増えています。必ず、この期間の間に就労し、就労証明書又は、就労申告書を提出できるよう、計画的な求職活動をお願いいたします。なお、3か月の間に就労が決まらない場合は、3か月目の末日をもって退所となります。ご了承ください。

申立年月日 令和 年 月 日

申立者住所	
ふりがな	
氏名	印
電話番号	